

最前線79回『12・26障害福祉関係全国主管課長会議開催される』

年も押し迫った12月26日厚生労働省に全国の自治体の課長が招集され、主管課長会議が開催された。そこで示されたのが「障害者自立支援法円滑施行特別対策」である。法律の完全施行3ヶ月に満たない中で、厚生労働省は異例の改善策を示すこととなった。障害者自立支援法の不完全さを自ら露呈する結果となったのである。しかしその多くが激変緩和を目的とする二年間の経過措置であることや、応益負担制度や事業報酬の日割り制度など法律の根幹部分は存置されるなど、不十分なものといわざるを得ない。

まず、国費ベース（3年間）1200億円もの財政出動である。支援費制度発効以来、利用者負担増および事業者報酬単価引き下げの際「財政が逼迫して」が枕詞となっていたにもかかわらず、一体どこにこんなお金が眠っていたのであろう。この「臨時特例交付金」が執行されることによって、恒常的な福祉サービスに費やされる予算に影響が出ないように注視していきたい。

その内容は大きく三点に分類される。

①利用者負担の軽減策（240億円）

主として負担感の大きかった通所・在宅サービス利用者の負担上減額の引き下げである。低所得者層の資産要件を引き上げ、さらに上限額を半額にし、上限3750円とするものである。障害当事者団体の中には「3750円ぐらいなら払える」との声も聞かれる。「応益負担絶対反対」の運動に水をさすものとして毅然と対峙していきたいものである。

②事業者に対する激変緩和措置（300億円）

従前の報酬額に対しての減額補償額を80%から90%へ引き上げる。通所サービス利用促進策として送迎費用を一部助成する。「事業運営円滑化事業」と言われるものであるが、2年間の時限措置であり日額報酬制度が存置している限り根本的な円滑化には至らないと考える。

③新法への移行等のための緊急的な経過措置（660億円）

新法への移行が遅滞として進まない現状を踏まえた、10/10国庫負担という随分思い切った財政出動である。都道府県ごとに基金を創り、三年間で遣い切るというものである。その多くは施設設備整備費であり、どちらかと言えば「景気浮揚策」の色合いが強いものである。ただし「新法事業移行」が条件となっており、三月に提示される新年度報酬単価をにらみながらの「経営判断」が必要となってくる。さらに今回の法律は規制緩和による新事業者の参入を推奨しており、様々な事業所による「ぶん取り合戦」が起きるようだと、ニーズに合わない「箱物」が全国に作られ「負の遺産」となることも懸念される。

改善策が示されたこと事態は、粘り強い運動の成果として総括するべきだと考えるが、この基金が「一発花火」に終わることの無いよう、注視していきたい。

文責：いぶき はやしもりお